

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）を定めているところであるが、同規則の一部を改正する特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところである。

改正省令の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いしたい。

記

第1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）の規定により、保険者は厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うこととされている。この規定を受け、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「基準省令」という。）第1条において、保険者は「毎年度、当該年度の4月1日における加入者であつて、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」に対し、特定健康診査を実施すること等を規定しているところであるが、特定健康診査等の実施年度において75歳に達する者については、当該年度中において75歳に達したときから法第50条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることから、年度途中で脱退等による保険の異動があつた場合の取扱いにならない、保険者が特定健康診査等を実施する最低限の対象者として法令上義務付けられているものに含めていなかったところである。

しかしながら、特定健康診査等の実施年度に75歳に達する者についても誕生日によっては、当該年度の大半が74歳である者も少なくなく、これらの者については75歳に達し法第50条に規定する被保険者となる日までの間、特定健康診査等の機会が確実に確保されることが望ましいことから、今般、基準省令を改正することとした。

第2 改正の概要

一 基準省令第1条第1項の改正

同項において、特定健康診査の対象者として、加入者のうち「当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者（75歳未満の者に限る。）も含めることとする。

二 基準省令第7条第2項第4号の改正

同号において、特定保健指導のうち動機付け支援の対象者の要件として「特定健康診査を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者（動機付け支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。）も含めることとする。

三 基準省令第8条第2項の改正

同項において、特定保健指導のうち積極的支援の対象者の要件として「積極的支援を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者を除く。」とされているところを、当該年度において75歳に達する者（積極的支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。）も除くこととする。

第3 施行日

改正省令は平成21年4月1日から施行すること。

第4 既存通知の改正

基準省令の改正に伴い、平成20年1月17日付け保発第0117001号厚生労働省保険局長通知「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」（以下「基準通知」という。）を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

一 基準通知第二の一の1中「当該年度において、40歳以上74歳以下の年齢に達するもの（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）」を「当該年度において、40歳以上75歳以下の年齢に達するもの（75歳未満の者に限り、産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）」に改める。（下線部は改正箇所）

二 基準通知第二の七の2(4)中「特定健康診査を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」を「特定健康診査を実施する年度において65歳以上75歳以下の年齢に達する者（当該年度において75歳に達する者にあつては、動機付け支援の実施の際に当該当該年齢に達していない者に限る。）」に改める。（下線部は改正箇所）

三 基準通知第二の八の2中「積極的支援を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」を「積極的支援を実施する年度において65歳以上75歳以下の年齢に達する者（当該年度において75歳に達する者にあつては、積極的支援の実施の際に当該当該年齢に達していない者に限る。）」に改める。（下線部は改正箇所）

第5 実施年度において75歳に達する加入者に係る特定健康診査等の実施状況報告について

法第142条の規定において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、保険者に対し、毎年度、特定健康診査等の実施状況に関する報告を求めるとされており、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号。以下「算定省令」という。）第44条第2項の規定に基づき、保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、報告することとされているが、報告内容の詳細等については、平成20年7月10日付け保発第0710003号厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（以下「実施状況通知」という。）において通知しているところである。

今般の改正省令の施行に伴い、特定健康診査等の実施年度において75歳に到達する者（75歳未満の者に限る。）についても、新たに特定健康診査等の実施の義務付け対象となるが、これらの者については当該年度中に75歳に到達し年度途中から法第50条に規定する被保険者となることから、年度途中に異動等がある者についての特定健康診査等の実施状況の報告と同様に考え、実施状況通知において通知している算定省令第44条第2項の規定に基づく報告については、これを要しないものとする。

なお、算定省令第44条第2項の規定に基づく報告とは別に、特定健康診査等の実施年度において75歳に到達する者について実施した特定健康診査等の実施状況についても、次年度以降の特定健康診査等をより効果的に実施するための分析等を保険者において行う場合の有益な資料となることから、併せて整理しておくことが望ましい。

第6 後期高齢者医療広域連合との連携について

特定健康診査等の実施年度において75歳に達する者については、例えば当該年度の序盤に75歳に到達し後期高齢者医療制度に移行するまでの間に保険者による特定健康診査等の実施が困難である場合や、年度の大半が後期高齢者医療広域連合の被保険者であるが、年度の当初の特定の時期のみ健診を実施する地域において、後期高齢者医療広域連合での実施が困難である場合等が考えられるが、すべての者が特定健康診査又は後期高齢者医療広域連合が実施する健診を当該年度中に受けられる機会が与えられるよう、各保険者は、当該年度に75歳に達する者の健診の実施にあたっては、その者が年度途中に移行することとなる後期高齢者医療広域連合との連携に努められたい。

以上